破産手続廃止

平成２５年（フ）第２７６８号
千葉県習志野市大久保２丁目17―11―106
破産者　池谷　政英
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７９８号
東京都渋谷区広尾１丁目３－４―20―D
破産者　前田　康祐
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８０７号
千葉県流山市松ケ丘５丁目747―10、開始決定時の住所東京都東村山市廻田町３丁目５－４―203
破産者　山本　由香（旧姓柴崎）
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５１号
さいたま市緑区大間木124番地
破産者　株式会社エグゼ
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１７６号
さいたま市北区本郷町735番地ヴェルドミール小峰ビル403号
破産者　株式会社葵プランニング
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３６３７号
東京都江東区亀戸１丁目38番５号202
破産者　株式会社プロンテイ
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４４８号
東京都中央区銀座１丁目22番12号
破産者　株式会社新興海運
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４６号
東京都北区赤羽西６丁目16―４―301、開始決定時の住所東京都北区浮間３丁目19―21
占部方
破産者　古川　喜一
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２０号
東京都渋谷区代々木２丁目７番４号天間ビル４F
破産者　有限会社聖林実業
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０２号
山梨県甲斐市下今井413番地の４
破産者　株式会社博友
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３４号
山梨県甲府市上石田３丁目８番６号小林ビル２階
破産者　有限会社ウイング
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３６号
岐阜県多治見市笠原町3715番地の３
破産者　一貴こと　長江　良介（旧姓森）
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第２３９２号
大阪市淀川区宮原５丁目１番28号
破産者　株式会社マックス
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０４号
大阪市西区西本町１丁目12番７号　西本町木津ビルディング５F
破産者　株式会社司積算事務所
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８７０号
大阪府吹田市南金田２丁目８番22―304号
破産者　株式会社さいとう
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８８２号
大阪市住吉区南住吉１丁目２番25号
破産者　株式会社ニットー
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９３５号
大阪市住吉区長居１丁目５番26号
破産者　有限会社香水工務店
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４１号
茨城県結城市大字上成141番地
破産者　有限会社三協金型製作所
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２３号
栃木県足利市久松町51番地５
破産者　株式会社エクセレント・キャリア
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第５２号
埼玉県本庄市東五十子664番地６
破産者　株式会社ティーワイ
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第４８０号
埼玉県さいたま市見沼区大和田町２―1656―202、住民票上の住所埼玉県さいたま市大宮区高鼻町１丁目15―１―707
破産者　牧戸　昌邦
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部